

その他重要なお知らせ

個人情報のお取り扱いについて

個人情報を利用する目的

- アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用いたします。
 - ・保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取り扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/> でご覧いただけます。

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

申込書のご記入について

- 申込書・告知書はご契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください。**
申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。
また、記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けいたしますと、保険証券などをお送りしますので、お申込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。
また、保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。

時効による請求権の消滅

- 給付金などをご請求する権利は、3年間で請求がない場合に消滅します。

生命保険募集人の販売資格の確認について

- 募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
カスタマーサービスセンター TEL：03-6757-0310（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

重要事項説明書

契約概要

注意喚起情報

その他重要なお知らせ

限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）

この「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了解のうえ、お申込みください。

募集代理店

引受保険会社



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

Form No.0R3441(2.0) AXA-A1-1307-1987/9W2 2013.08.20



2013.09

契約概要

この「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

※「重要事項説明書(契約概要)」に記載の別表は、「ご契約のしおり・約款」の約款巻末にある別表をご参照ください。

【限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）】

限定告知型先進医療給付特約・死亡保険金不担保特約(限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)用)付

保険商品の特徴

- 健康に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、高血圧のため血圧降下剤を服薬中の方など）を対象とした終身医療保険です。
- 1日以上入院や手術に備えた保険です。
- 既往症についても、所定の要件を満たしていれば、給付金をお支払いします。
- 高額になりがちな「先進医療」の技術料*を保障します。
病院が遠方であった場合の交通費・宿泊費などの負担を軽減するための一時金もお受取りいただけます。

しくみ図

ご契約例

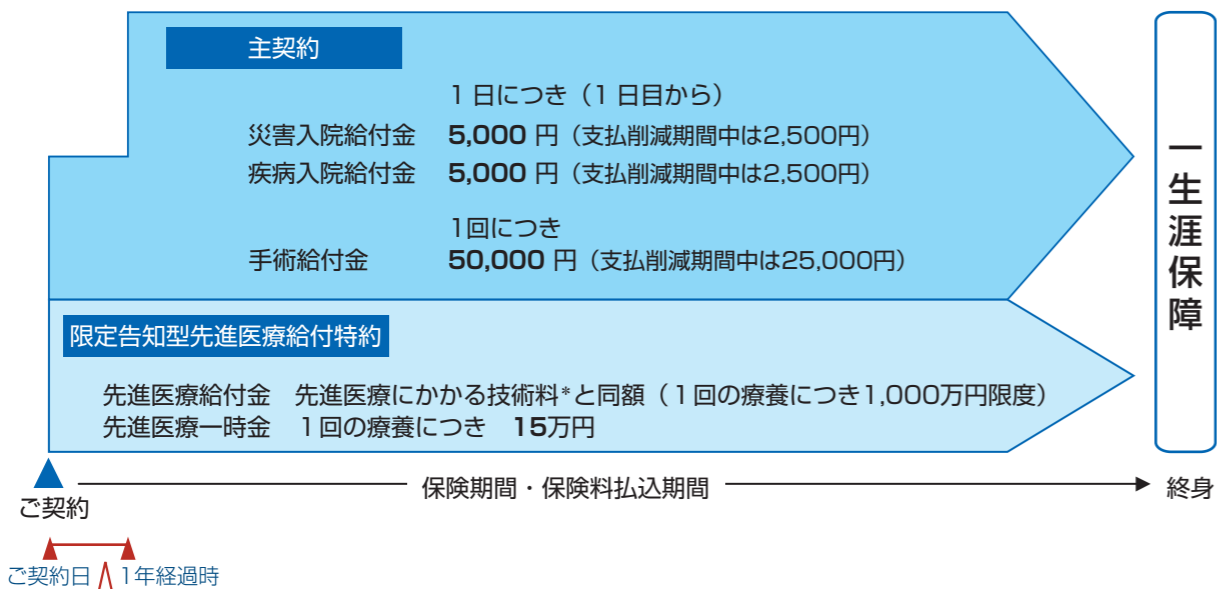
主契約 入院給付金日額：5,000円

限定告知型先進医療給付特約：付加

死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）：付加

保険期間・保険料払込期間：終身

の場合



支払削減期間

この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日からその日を含めて1年以内にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額が50%に削減されます。

以下については削減の対象になりません。

・限定告知型先進医療給付特約の先進医療給付金および先進医療一時金

*被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

※上記は、ご契約いただく商品の代表例を示しております。

※保障内容・保険料など、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「重要事項説明書(契約概要)」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

保障内容とお支払事由

	お支払金	お支払事由	お支払額		お支払限度
			支払削減期間中	支払削減期間経過後	
主契約	災害入院給付金	被保険者が所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院をされたとき	入院給付金日額の50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通算…1,095日
	疾病入院給付金	被保険者が疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額の50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通算…1,095日
	手術給付金	被保険者が治療を目的として所定の手術を受けられたとき	入院給付金日額の50%×10	入院給付金日額×10	一部の手術を除きお支払限度はありません*1
限定告知型先進医療給付特約	先進医療給付金	被保険者が所定の先進医療による療養を受けられたとき（ただし、先進医療にかかる技術料*2が「0」の場合を除きます。）	先進医療にかかる技術料*2と同額		1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円
	先進医療一時金	被保険者が先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円		—

*1 一部の手術（ファイバースコープによる手術など）は60日に1回のみのお支払いとなります。

*2 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

- 各給付金・一時金のお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因とした場合に限りです。

この保険では、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因とする入院、手術および先進医療による療養についても、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと、またはその疾病と因果関係のある疾病を発病したことにより、入院もしくは手術による治療または先進医療による療養が必要であると医師によって初めて（責任開始期前を含みます。）判断された場合は、責任開始期以後に発病した疾病による入院、手術および先進医療による療養とみなして、給付金などをお支払いします。ただし、責任開始期前に、医師によりすすめられていた入院、手術および先進医療による療養については、給付金などはお支払いいたしません。

また、責任開始期前に発生した不慮の事故などを直接の原因とする入院、手術および先進医療による療養については、責任開始期以後に悪化し、入院、手術および先進医療による療養が必要であると責任開始期以後に初めて医師により判断された場合でも、給付金などはお支払いいたしません。

主契約について

- 所定の不慮の事故については、別表2をご覧ください。
- 所定の手術については、別表3をご覧ください。
- 支払削減期間中（ご契約日からその日を含めて1年以内）にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額が50%に削減されます。
- 被保険者の入院中に支払削減期間が満了した場合、満了後の入院期間に対する支払額については、削減の対象とはなりません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した災害入院給付金のお支払事由に該当する入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、入院日数60日をもって、その限度とします。
- 同一の疾病を直接の原因として、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を含んで、その入院の退院日の翌日以後に2回以上入院した場合は、1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、入院日数60日をもって、その限度とします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。
- 疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして疾病入院給付金をお支払いします。
- 不慮の事故を直接の原因として入院を開始したとき、またはその入院中に、異なる不慮の事故が生じており、支払うべき災害入院給付金が重複するときは、災害入院給付金は重複してお支払いしません。この場合、災害入院給付金が支払われない入院日数についても、その不慮の事故による1回の入院についてのお支払日数の計算に含めます。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
- 被保険者が同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、いずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）についてはお支払いの対象となりません。

●この保険は、健康状態に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、高血圧のため血圧降下剤を服薬中の方など）でもお申込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。

●現在健康状態が優れなかったり、過去に病気やケガによる入院などを行っている方であっても、健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間が設定されていないアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。また、契約条件に関する特約（特定疾病・特定部位の不担保など）を付加してアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。

●この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日からその日を含めて1年以内にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額が50%に削減されます。

以下については削減の対象になりません。

・限定告知型先進医療給付特約の先進医療給付金および先進医療一時金

限定告知型先進医療給付特約について

- 先進医療給付金は、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故その他の外因または発病した疾病を直接の原因として、別表7の法律にもとづく評価療養としての先進医療による療養をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合に、別表8に定める先進医療による療養を受けられたものとしてその技術料と同額（1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円をお支払限度とします。）をお支払いします。
 - 「療養」とは、別表1に定める診察・薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
 - 同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、先進医療給付金をお支払いします。なお、この場合、最初にその先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときに先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、先進医療一時金をお支払いします。
 - 所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」（以下「先進医療」）をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- ※対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関については、アクサ生命の営業店にご確認ください。
- この特約は支払削減期間がありません。
 - 先進医療給付金のお支払いがお支払限度（通算2,000万円）に達したときは、この特約は消滅します。

- 給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- アクサ生命は法令などが改正された場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項（給付金のお支払事由に関するものに限ります。）を変更することがあります。
- この特約は、主契約の限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）と同じく、健康に不安がある方であっても、主契約と同じ簡易な告知により、先進医療に対する保障が得られるよう設計した商品です。このため、アクサ生命の他の先進医療に対する保障を目的とした商品などと比べて、保険料が割増しされています。

死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）について

- このご契約は、死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）が付加されておりますので、主契約の給付のうち、死亡保険金はお支払いの対象外となります。
- この特約のみの解約はできません。

指定代理請求特約について【任意付加】

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

保険料の払込免除について

- 次の場合にその後の保険料のお払込みを免除します。
 - ・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態に該当されたとき。
 - ・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき。
- ※所定の不慮の事故については、別表2をご覧ください。
※所定の高度障害状態については、別表4をご覧ください。
※所定の障害状態については、別表5をご覧ください。

保険料の立替について

- このご契約には、保険料の立替のお取扱いはありません。

払済保険について

- この保険には、払済保険への変更のお取扱いはありません。

契約者貸付制度について

- このご契約には、契約者貸付のお取扱いはありません。

払いもどし金について

- この保険の主契約は、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。このご契約は、主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金はありません。
- 限定告知型先進医療給付特約の払いもどし金はありません。

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

お取扱いについて

保険期間・保険料払込期間	契約年齢	入院給付金日額 取扱単位	限定告知型先進医療給付特約	保険料払込方法 保険料払込経路
終身	20歳～75歳	5,000円～20,000円 <取扱単位> 1,000円	先進医療給付金 先進医療にかかる技術料*と同額 先進医療一時金 15万円	月払・年払 <保険料払込経路> 口座振替

- *被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。
- ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。
- ※ご契約いただける入院給付金日額の範囲は、契約年齢などにより異なります。
- ※個別のご契約内容については、「契約申込書」でご確認ください。

注意喚起情報

この「重要事項説明書（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「重要事項説明書（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。「給付金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

特にご留意いただきたい事項について

- この保険は、健康状態に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、高血圧のため血圧降下剤を服薬中の方など）でもお申込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 現在健康状態が優れなかったり、過去に病気やケガによる入院などを行っている方であっても、健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間が設定されていないアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。また、契約条件に関する特約（特定疾病・特定部位の不担保など）を付加してアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。
- この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日からその日を含めて1年以内にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額が50%に削減されます。以下については削減の対象になりません。
 - ・限定告知型先進医療給付特約の先進医療給付金および先進医療一時金

クーリング・オフ制度について

- 申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。ただし、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。
 - <お申出方法>
お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内（8日以内の消印有効）に〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。郵便（はがき、手紙）にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・申込書記載の事務番号および取扱代理店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

告知について

- 健康状態や職業についてありのままをお知らせください。（告知義務）
被保険者やご契約者には給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面（告知書）にて告知を求めた事項（告知事項）について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知受領権はアクサ生命が有しています。
告知受領権はアクサ生命（アクサ生命所定の書面「告知書」）が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- **ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。**

アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

- **告知の内容によっては、ご契約をお断りする場合があります。**

- **お知らせいただいた内容（告知内容）が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。（告知義務違反）**

告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

責任開始の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

（ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）

※なお、前記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「**現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合**」など、特に**重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）**また、**すでにお払込みいただいた保険料は返しいたしません。**

保障の責任開始期について

- **お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、アクサ生命はご契約上の責任を負います。**

- 募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて

- **お客さまからのご請求に応じて、給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金などのお支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。**

- お支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

- アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

- 給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

- 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

- 指定代理請求人を指定された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

給付金などが支払われない場合について

- **次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。**

・責任開始期前に、医師により入院、手術および先進医療による療養をすすめられていた場合
・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合

・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

・保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

・給付金などの免責事由に該当した場合（例：受取人などの故意または重大な過失によるお支払事由該当など）。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- **ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態に該当された場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。**

保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活などについて

- **保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。**

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。

- **いったん失効したご契約でも、失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。**この場合、告知と、失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

- **ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。**

解約と払いもどし金について

- **このご契約は、解約された場合、払いもどし金はありません。**

この保険は生命保険商品です

- **この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。**

そのため、預金とは異なり元本保証はありません。

- **この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。**

ご契約時にお約束した給付金額などが削減される場合

- **保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。**

- **アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。**

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

新たな保険契約への乗換えについて

～**現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～**

- **現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。**

・多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。

・一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用となります。

よって、**告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもあります**ので、ご注意くださいませうお願いいたします。

・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

ご契約に関する相談・苦情窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、アクサ生命カスタマーサービスセンター（TEL：0120-568-093 受付時間：月～金：9:00～19:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

- ご契約に関する苦情につきましては、アクサ生命お客様相談グループ（TEL：0120-030-775 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。